

仙台市地域防災計画の修正について

1. 計画見直しの経緯

仙台市地域防災計画については、東日本大震災での課題等を踏まえ、平成 24 年度に地震・津波災害対策編、平成 25 年度に風水害等災害対策編の見直し及び原子力災害対策編の策定を行い、平成 26 年度は、土砂災害に係る避難情報の発令に関する事項などを見直しを行ってきた。

今般、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における課題等を踏まえ、計画の修正を行う。

2. 主な修正事項

(1) 大雨時の避難所開設に関する事項

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害時に道路冠水等により職員の避難所への到着が遅れたことや大雨時に避難所を開設する際の地域団体との連携や情報連絡体制について課題が生じたことから、以下の修正を行う。

- ① 土砂災害警戒情報（※ 1）が発表された場合、避難所担当職員及び施設管理者は指定避難所へ参集する。（一般的に避難情報発令の前に土砂災害警戒情報が発表される。）
- ② 指定避難所の開設は、基本的に避難所担当職員及び施設管理者で行うこととし、避難所周辺の安全が確認され、一定期間避難が継続する見込みがある場合や多数の避難者が集まった場合には必要に応じて地域団体に対して避難所運営を依頼する。
- ③ 地域団体に対しては、区本部より避難所担当課を通じて、避難情報の発令・解除や避難所の開設・閉鎖、避難者発生状況等について連絡する。

（※ 1）県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨特別警報または大雨警報発表中に、大雨により土砂災害発生危険度が高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成 27 年度)	新旧表
風水害等 (第 1 部)	1 自助共助	6	2 (1)	地域団体とその役割	16	4/48
	2 公助	4	2 (3)	避難勧告等の伝達	50	11/48
		12	2	避難所の開設及び避難者の収容	96-98	26/48
		12	3	避難所運営	100	29/48

(2) 河川氾濫に係る避難情報発令等に関する事項

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害時に避難情報等発令の基準となる水位が示されていない河川で氾濫が発生したことや、内閣府より示された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を踏まえ、以下の修正を行います。

- ① 避難情報の発令対象河川に、宮城県により水位周知河川（※ 2）として指定された七北田川上流（馬橋から赤生津大橋までの区域）及び旧策川（全区域）を追加する。
- ② 堤防の浸透・侵食に関する情報に基づく避難情報の発令基準を追加する。
- ③ 河川氾濫に係る避難情報の発令対象地域を洪水浸水想定区域とする。

(※2) 洪水により大きな損害を生ずるおそれがあるとして指定された流域面積の大きい河川（洪水予報河川）以外の河川のうち、洪水により大きな損害が生じる河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）で、洪水特別警戒水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川。

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成27年度)	新旧表
風水害等 (第1部)	2 公助	4	2 (1)	避難勧告等の区分及び発令基準	48	10/48
	2 公助	7	5	避難判断水位情報	70	19/48

(3) 罹災証明書の発行に関する事項

平成25年の災害対策基本法改正により罹災証明が法的な位置づけがなされたことを踏まえ、災害対策本部の設置に関わらず、災害種別ごとの事務分担とするよう見直したことに伴う修正を行う。

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成27年度)	新旧表
地震・津波	2 公助	35	24	り災証明書の発行	207	22/23
風水害等 (第1部)	2 公助	35	24	り災証明書の発行	205	41/48